



福県医発第 1338 号 (地)

平成15年10月17日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師

会 長 関 原 敬 次 郎



消防法施行令に基づく防火対策の強化について (訂正)

標記の件につきましては、福県医発第979号(H15. 8. 22付)にてご案内いたしておりましたが、その際添付いたしました厚生労働省作成の資料に間違いがありましたので、差し替えの程よろしくお願いいたします。



事 務 連 絡
平成15年10月3日

都道府県医師会事務局長 殿

日本医師会地域医療第1課

資料の差し替えについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、10月1日からの改正消防法施行令に基づく防火対策の強化につきましては、平成15年8月11日付（地I119）の文書をもって、貴会に情報提供をしているところであります。

その際、添付いたしました厚生労働省作成の資料「消防法施行令に基づく防火対策の強化について」中、「複合用途防火対象物に関する規定（従来どおり）」の部分（3頁）に間違いがありました。下記下線部の通り、訂正させていただくともに、お詫び申し上げます。

つきましては、改めて貴会に同資料を送付いたしますので、誠に恐縮ですが、差し替えていただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

- ① ・一般住宅の面積 > 病院等の面積 かつ
・病院等の面積が5.0㎡未満
→ 一般住宅として取扱う
- ② ・一般住宅の面積 > 病院等の面積 かつ
・病院等の面積が5.0㎡以上
→ 複合防火対象物



消防法施行令に基づく防火対策の強化について

1 改正の趣旨

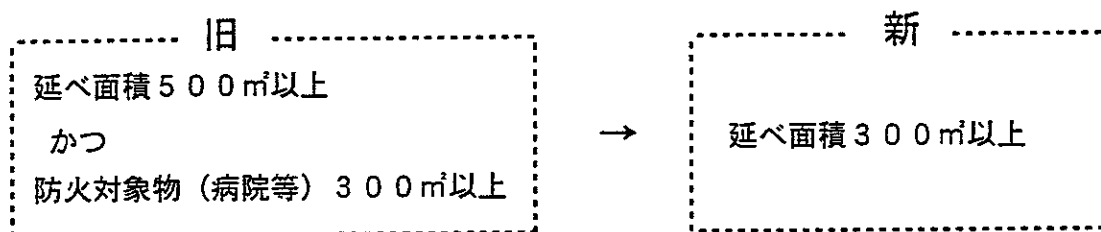
平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえ、火災の予防上必要な事項等について、自動火災報知設備を設置すべき防火対象物の範囲の拡大等所要の措置を講ずるもの。

2 主な改正の要点

(1) 自動火災報知装置の設置対象施設の拡大

- ① 防火対象物で300㎡未満のものうち、階段が1つしか設けられていない施設を新たに設置義務対象施設に追加

② 複合用途防火対象物に関する基準の強化



※ 病院等の防火対象物に係る基準：300㎡以上（従来どおり）

※「複合用途防火対象物」とは、異なる2以上の用途のうち、防火対象物を含むもの。

※「防火対象物」とは、施行令別表第1にあるもの。例えば、劇場、映画館、公会堂、キャバレー、遊技場、料理店、百貨店、ホテル、病院、診療所、助産所、老人福祉施設、学校、図書館、公衆浴場、神社、寺院、工場、倉庫など。

○ 特例措置（従来どおり）

複合用途防火対象物で以下の2つの基準をともに満たすものは、自動火災報知設備を設置しなくてもよい。

- ① 延べ面積 500㎡未満

② 病院等の用途に供される部分が

- ・ 避難階にあり、かつ無窓階以外の階 かつ
- ・ 150㎡以下 かつ
- ・ 主要な避難口に容易に避難できること
であること。

(2) 一定の施設について点検・報告制度の義務化

○ 以下の基準に該当する病院等の防火対象物及び複合用途防火施設に対して火災の予防上必要な事項が基準に適合するか点検し、報告する制度を新設。

- ・ 収容人員が300名以上 かつ
- ・ 病院等の施設で階段が2以上設けられていないもの

3 施行期日等

平成14年8月2日公布

平成15年10月1日施行

(但し、自動火災報知設備については平成17年10月1日まで経過措置あり)

複合用途防火対象物に関する規定（従来どおり）

I 以下のものについては、主たる用途のみの防火対象施設として扱われる。

- 主たる用途に供される部分が全体の90%以上であり、主たる用途以外の部分の床面積の合計が300㎡以下であるもの。

II 一般住宅の用途に供される部分が存在する防火対象物については、以下の条件を見なすものも、主たる用途のみの防火対象施設として扱われる。

- ① ・一般住宅の面積 $>$ 病院等の面積 かつ
・病院等の面積が50㎡未満
→ 一般住宅として取扱う
- ② ・一般住宅の面積 $>$ 病院等の面積 かつ
・病院等の面積が50㎡以上
→ 複合防火対象物
- ③ ・一般住宅の面積 $<$ 病院等の面積
→ 病院として取扱う
- ④ ・一般住宅の面積 $=$ 病院等の面積
→ 複合防火対象物